

障害者を雇用したことがない事業主 精神障害者を雇用したことがない事業主の皆様へ

障害者職場実習支援事業のごあんない (平成30年4月1日施行)

障害者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主の皆様が、障害者の受入を進めるため、就職を目指す障害者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた場合に、障害者職場実習受入謝金等を支給します。

対象となる障害者	対象となる措置	支給額	支給回数
<p>①過去3年間、障害者の雇用実績がない事業主の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 	<p>職場実習の受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習期間 1週間～1か月 (5～20日間程度) ・1日当たりの実習時間 3時間程度～ 	<p>職場実習受入謝金</p> <p>実習対象者1名につき 1日 5,000円</p> <p>限度額 同一年度で50万円</p>	同一年度 2回まで
<p>②過去3年間、精神障害者の雇用実績がない事業主の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者 <p>(注)同時期に実施できる実習対象者は、実習を指導する者1名につき3名まで</p>	<p>実習指導員(※)の委嘱</p> <p>(※)実習指導員の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場適応援助者養成研修修了者で、障害者に対する就労支援の経験が1年以上ある方 ・障害者に対する就労支援や雇用管理の経験が3年以上ある方 	<p>実習指導員への謝金</p> <p>1日 16,000円</p> <p>〔1日の支援時間が4時間未満の場合〕 8,000円</p>	

【留意事項】

- 認定申請書の提出期限は、職場実習を開始しようとする日の1か月前までです。
- 職場実習計画の策定や進め方については、最寄りのハローワークや支援機関等にご相談ください。

謝金等を受給するためには、定められた要件を満たす必要があります。

詳しい内容につきましては、所在する都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせいただくか、機構ホームページでご確認ください。

<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html>



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers